

学校いじめ防止基本方針

南陽市立宮内中学校

1. はじめに

すべての職員が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめほどの生徒にも、どの学校にも起こりうる」との認識を持ち、全校生が「いじめがなく、安心して学習やその他の活動に取り組める明るく、たのしい学校生活」を送ることができるよう、宮内中学校『学校いじめ防止基本方針』を策定して実態を把握し解決を図る。

(1) いじめの定義【「いじめ防止対策推進法」より】

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ①学校全体で「いじめを許さない」「いじめを見逃さない」雰囲気づくりに努める。
- ②いじめの早期発見と解決のために、全職員が情報を共有化し、**組織で対応**する。
- ③定期的なアンケート等の実施と相談窓口やいじめ防止のための組織の設置する。
- ④家庭、地域との連携を強化し、生徒たちが安全で安心できる学校づくりを推進する。

さ…最悪を想定して、し…慎重に、す…速やかに、せ…誠意をもって、そ…組織で対応する

(3) いじめに対応する学校組織の設置

重大な事案が発生した場合には、校長の指示により支援体制を確立する。状況に応じて、「緊急運営委員会」を立ち上げる。また、犯罪行為として取り扱われるような重大ないじめが発生した場合には、「いじめ防止対策委員会」を立ち上げ、チームとして連携を図りながら解決を図る。

- ◆緊急運営委員会…校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導部長、学習指導部長、特別活動指導部長、養護教諭、担当教諭
- ◆いじめ防止対策委員会…緊急運営委員会、PTA会長、教育後援会長、南陽警察署
- ◆スクールカウンセラー（医療機関）との連携。

2. いじめの未然防止に向けた取り組み

(1) よりよい人間関係、集団の構築

- ・市連合運動会や体育祭、宮中祭等の学校行事を通して、生徒一人ひとりが宮中生であることを認識し愛校心や所属感を育み、仲間を大切に思う気持ちを育てていく。
- ・年2回のQ-Uアンケートの実施により、よりよい学級集団づくりに向けて、担任、学年団で手立てを取っていく。

(2) 判断力や考える力の育成

- ・すべての生徒が参加できる授業、活躍できる授業を通して、確かな学力を身につけていくと共に、判断力や考える力を養っていく。
- ・道徳や学活の時間の学習や活動を通して、様々な価値や考え方に触れ、自分とは違う考えがあることを理解し、互いに認め合い、考え方を共有できるようにする。

(3) 社会参画活動

- ・地域行事への積極的な参加や子供みこしや小中ボランティア等の地域活動への参加を通して、地域の方々との関わりから社会の一員であることを認識させていく。

3. いじめの早期発見のための取り組み

(1) 主任会で情報共有

- ・週一回開催の主任会（校長、教頭、教務主任、学年主任、養護教諭）において、生徒についての情報共有を行い、必要な手立てを協議していく。

(2) 教育相談アンケート教育相談月間の実施

- ・定期的に「トークの日アンケート」を実施し、担任、学年団、関係職員が教育相談を行う。
- ・11月から「教育相談月間」を設定し、生徒一人ひとりと面談を行う。

(3) 日常的な教育相談の重視

- ・生活ノートのコメントや登下校、休み時間、清掃、給食などの生徒たちの姿から、小さな変化に気付き、その都度、あたたかな声がけを通して、日常的に教育相談を行う。

4. いじめが発生した場合の対応

いじめを認識した場合は、いじめ防止に関わる組織に報告し、「正確な実態把握」「指導体制、方針の確認」「当該生徒に対する指導、支援」「保護者との連携の在り方」「今後の対応」について協議し、組織で対応する。

(1) いじめに対する措置

- ①いじめを受けている生徒、いじめを知らせてきた生徒の安全を最優先に対応する。
- ②当該生徒、および関係生徒から「いつ、どこで、誰が、何を、どのように」(5W1H)と丁寧に聞き取りを行い、正確な実態把握に努める。
- ③加害生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ④被害生徒に対しては、信頼できる人（親しい友人や教職員等）と連携し、寄り添い支える体制を作り、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ⑤学級や学年等の集団への指導を実施し、いじめは自分たちの問題と捉えさせ、いじめを傍観したり、見て見ぬふりをしたりしていることもいじめていることと同様であることを指導し、いじめは絶対に許されない、いじめを根絶する態度を育てていく。

(2) 重大事態への対処

いじめにより、当該生徒の「生徒の生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた場合や当該生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた場合について、重大事態と捉え対応する。

- ①重大事態が発生した旨を、南陽市教育委員会に速やかに報告する。重大事態が生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときには、警察署に通報する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするために調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた生徒、保護者に対し、事実関係、その他の必要な情報を適切に提供する。